

電気通信大学産学官連携センター地域連携推進支援室規程

制定 令和7年3月18日規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学産学官連携センター規程第7条の3第2項の規定に基づき、産学官連携センター（以下「センター」という。）に置く地域連携推進支援室（以下「推進支援室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進支援室は、センターの各部門及び国立大学法人電気通信大学組織規則第3章に定める各教育研究組織と連携し、本学と地域における産学官連携推進に必要な次に掲げる業務を遂行するものとする。

- (1) 地域の自治体、教育研究機関、関連団体等との連携強化に関すること
- (2) 地域課題解決の推進に関すること
- (3) UECプライムを通じた地域企業等との連携強化に関すること
- (4) 地域課題解決に資する外部資金の獲得・実施支援に関すること
- (5) 地域におけるスタートアップ創出強化に関すること
- (6) その他、地域における産学官連携の推進に必要なこと

(室長)

第3条 推進支援室に、室長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進支援室の業務を処理する。

3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第4条 学長が必要と認めるときは、副室長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(その他の職員)

第5条 学長は、前2条に定めるもののほか、推進支援室の運営上必要な職員を置くものとする。

(事務)

第6条 推進支援室の事務は、学術国際部研究推進課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進支援室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。